

令和 7 年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《議案補充説明》

1 【議案第 133 号】

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案について 1

《所管事項説明》

- 1 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る
意見」への回答について 3
- 2 地域医療介護総合確保基金に係る令和 7 年度事業計画について 4
- 3 「三重県認知症施策推進計画」の策定について 7
- 4 次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定について . . . 11
- 5 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和 6 年度版）
について 14
- 6 各種審議会等の審議状況の報告について 17

（別冊）

- 1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和 6 年度版）

令和 7 年 1 0 月 1 4 日
医 療 保 健 部

1 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

令和 7 年 5 月 21 日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 11 月 20 日から施行されることに伴い、規定を整理するものです。

2 改正内容

条例第 12 条第 7 項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 17 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 18 項」に改めます。

3 施行期日

令和 7 年 11 月 20 日

議案第百三十三号

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年九月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（診療の方針） 第十二条（略） 2 6 （略） 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二条第十八項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	（診療の方針） 第十二条（略） 2 6 （略） 7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第二条第十七項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十日から施行する。

提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
2-1	地域医療提供体制の確保	医療保健部	医師の診療科偏在の解消のため、医師の勤務環境改善、訴訟リスク、報酬等も踏まえて、安心して働ける環境整備等に取り組み、医師の確保を進められたい。	診療科偏在の解消に向けては、人材確保に難渋する診療科に係る研修費補助や勤務環境改善等に引き続きしっかりと取り組んでいきます。
			移行期医療については地域としっかり連携した取組を進められたい。	移行期医療については、寄附講座を通じて医師の確保に取り組むとともに、移行期医療支援センターの設置に向けた検討も進め、地域との連携体制の構築を図ります。
2-4	健康づくりの推進	医療保健部	健康寿命の観点でフレイル予防は非常に有効な取組の1つと考えるがフレイルに関して県政レポートに記載がない。記載の上、取組を進められたい。	フレイル予防は、健康づくりと介護予防の両方の視点があり、重要な取組であることから、県政レポートに新たに記載し、取組を進めていきます。

2 地域医療介護総合確保基金に係る令和7年度事業計画について

1 事業計画について

医療介護総合確保推進法により、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用した財政支援制度が創設されたことを受けて、県に地域医療介護総合確保基金（国2／3、県1／3）を設置しました。

この制度において、県は、地域の実情に応じて事業計画を作成し、当該基金を活用して事業を実施することとなっています。

また、事業計画の作成と実施事業の評価にあたっては、市町や、医療または介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、医師会などの関係団体等、官民の幅広い意見を聴取するよう求められていることから、10月20日に医療・介護等の関係者で構成する三重県地域医療介護総合確保懇話会を開催します。

2 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- ①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

3 令和7年度実施事業の概要

- 事業数：174本（うち医療分81本、介護分93本）
- 基金充当額：51.3億円（うち医療分21.5億円、介護分29.8億円）

○主な事業

- ① -1 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（2.0億円）

- ・ 病床機能分化推進基盤整備等事業

必要病床数に対し不足する医療機能への転換に必要な施設整備に対する補助を行うとともに、各地域の地域医療構想調整会議に地域医療構想アドバイザーを派遣する。

① -2 病床の機能又は病床数の変更に関する事業（0.7 億円）

・ 病床機能再編支援事業

医療機関が、地域医療構想の実現に向けて、医療機関における病床数の適正化に必要な病床数の減少に対して、減少病床数に応じた給付金を支給する。

② 居宅等における医療の提供に関する事業（1.8 億円）

・ 在宅医療体制整備推進事業

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のため、郡市医師会等が取り組む地域の在宅医療提供体制の整備を行う。

・ 小児在宅医療・福祉連携事業

医療的ケア児の実数および生活実態調査の実施や、小児在宅医療に係る人材育成、医療的ケアを必要とする重症児に対するレスパイト・短期入所事業の拡充に取り組む事業へ補助する。

③ 介護施設等の整備に関する事業（12.0 億円）

・ 地域密着型サービス等に関する整備事業

認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備、介護施設の開設準備経費、看取り環境の整備等に係る補助を行う。

④ 医療従事者の確保に関する事業（14.7 億円）

・ 地域医療支援センター運営事業

地域医療支援センターにおいて、地域枠医師をはじめとした医師修学資金貸与者に対するキャリア形成を支援することにより、若手医師の定着支援や、医師の地域偏在の解消等を図る。

・ 県外医師確保対策補助金

三重県内で活躍する医師の情報・魅力発信を行うとともに、病院見学を行う医学生や研修医に対する費用助成、医師不足地域へ赴任する医師への費用助成を実施し、医師確保を推進する。

・ 新人看護職員研修事業費補助金

病院等における新人看護職員が、基本的な臨床実践能力を習得するための研修の実施に対して補助することで、看護の質の向上および早期離職防止を図る。

- ・ 地域拠点産科医療機関支援事業

分娩を取り扱う産科医療機関の少ない地域において、地域の分娩の拠点となる産科医療機関に対し、当直産科医の派遣受入を支援する市町に補助することで、当該地域におけるリスクの低い分娩に対応することができ、県内の周産期医療体制の維持につなげる。

⑤ 介護従事者の確保に関する事業（17.8 億円）

- ・ 外国人介護人材確保対策事業

県内の介護施設等で就労を希望する外国人介護人材と受入希望施設等とのマッチングを支援するとともに、外国人介護職員とのコミュニケーション支援や、介護福祉士の資格取得のための学習支援等の取組を支援する。

- ・ 介護テクノロジー導入支援事業

介護従事者が継続して就労できるよう介護現場の環境整備を図るために必要な介護ロボットやＩＣＴ等の介護テクノロジーの導入に係る経費の一部を支援する。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（2.3 億円）

- ・ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業

医師の労働時間短縮に向けた勤務環境改善の取組や、医師の労働時間短縮を目的とした医師派遣に必要な費用を支援する。

3 「三重県認知症施策推進計画」の策定について

1 計画策定の経緯

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加しています。全国における令和4年の認知症の高齢者数は、約443万人、軽度認知障害の高齢者数は、約559万人と推計され、高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備群といえる状況です。

令和6年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年12月には、同法に基づく国の認知症施策推進基本計画が策定されました。

同法において、都道府県及び市町村は、国の計画を基本とし、実情に即した認知症施策推進計画を策定する（努力義務）こととされました。

このような状況をふまえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進するため、新たに「三重県認知症施策推進計画」を策定します。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 計画の概要

（1）基本理念

認知症の人が尊厳を保持しつつも希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人も含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を持って尊重しつつ共生する活力ある社会の実現をめざす。

（2）基本的な方向性

- 「新しい認知症観」に基づいた施策の推進
- 認知症の人と家族等の参画・対話
- 地域の多様な主体の連携・協働

4 計画策定の進め方

計画の策定にあたっては、認知症施策に関して医療・介護・福祉等の関係者から意見を聴取する「認知症施策推進会議」の意見もふまえ、「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、策定に向けた審議を行っていきます。

また、認知症の人や家族等に対してアンケート調査を実施するなど、当事者の意見を計画に反映していきます。

5 今後のスケジュール

令和7年	11月	高齢者福祉専門分科会で中間案の協議
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案の説明 パブリックコメントの実施
令和8年	1月～2月	高齢者福祉専門分科会で最終案の協議
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案の説明 計画策定

6 三重県認知症施策推進計画 骨子案

第1章 計画策定の基本方針

- 1 策定の趣旨
- 2 計画のめざすべき方向性
- 3 策定のための体制
- 4 計画の評価について
- 5 関係計画間の整合・調和

第2章 認知症高齢者の現状と将来推計

- 1 高齢者数と高齢化率の推移
- 2 認知症高齢者の将来推計

第3章 基本目標及び施策体系

- 1 計画の基本目標
- 2 施策の柱

第4章 具体的な取組

- 1 認知症の人に関する県民の理解の増進等
 - (1) 学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
 - (2) 社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
 - (3) 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開
- 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - (1) 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
 - (2) 移動のための交通手段の確保
 - (3) 交通の安全の確保
 - (4) 認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの普及促進
 - (5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の普及促進
 - (6) 民間における自主的な取組の促進
- 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - (1) 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保
 - (2) 認知症の人の社会参加の機会の確保

- (3) 多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等
- 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - (1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及促進
 - (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
 - (3) 消費生活における被害を防止するための啓発
 - (4) 虐待防止の取組
- 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - (1) 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備
 - (2) 保健医療福祉の有機的な連携の確保
 - (3) 人材の確保、養成、資質向上
- 6 相談体制の整備等
 - (1) 個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備
 - (2) 認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供
- 7 認知症の予防等
 - (1) 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進
 - (2) 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障がいに関する情報提供

第5章 計画の目標指標

- 1 重点目標の基本的な考え方
- 2 関連指標の基本的な考え方
- 3 関連指標の活用

第6章 推進体制等

- 1 推進計画の見直しについて

参考. 国の認知症施策推進基本計画における基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等 ※
- ⑧ 認知症の予防等
- ⑨ 認知症施策の策定に必要な調査の実施 ※
- ⑩ 多様な主体の連携 ※
- ⑪ 地方公共団体に対する支援 ※
- ⑫ 国際協力 ※

(※国を中心に推進する施策・・・⑦⑨⑩⑪⑫)

国を中心に推進する施策を除いて県の計画の骨子案を作成しています。

4 次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定について

1 計画策定の経緯

本県では、「ギャンブル等依存症対策基本法」第13条に基づき、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和4年3月に策定しました。

現計画が、令和7年度で終期を迎えることに加え、令和7年6月には違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止条項が盛り込まれた改正ギャンブル依存症対策基本法が成立するなど、全国的なギャンブル等を取り巻く状況の変化をふまえ、さらなるギャンブル等依存症対策を推進するため、次期計画を策定します。

2 次期計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3年間

3 次期計画の概要

本県の実情に応じたギャンブル等依存症対策を実施していくため、令和7年3月に新たに国において策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本として計画を策定します。

(1) 基本理念

ギャンブル等依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症の当事者やその家族が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざす。

(2) 基本方針

- ギャンブル等依存症の発症、進行および再発の防止
- ギャンブル等依存症の当事者とその家族の支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に係る施策との連携

(3) 取組

1 予防教育・普及啓発

- ・ギャンブル等依存症の予防および正しい知識の普及
- ・公営競技のオンライン化への対応
- ・オンラインカジノに対する対応

2 早期発見・早期介入

- ・関係機関の連携体制の構築

3 相談体制の充実

- ・当事者、家族等からの相談に応じる支援体制の充実

4 治療体制の整備・充実

- ・治療拠点機関および専門医療機関の整備・充実

5 人材育成

- ・ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保および育成
- ・研修の実施

4 計画策定のポイント

(1) 公営競技のオンライン化への対応

コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行しています。オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすいという特徴があることから、アクセス制限制度等の周知などの効果的な取組を推進します。

(2) オンラインカジノに対する対応

オンラインカジノの違法性等の周知などの取組について関係機関と連携して実施します。

5 計画策定の進め方

「三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会」において、策定に向けた審議を行ってまいります。

6 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和7年 | 10月 | ギャンブル等依存症対策推進部会で中間案の協議 |
| | 12月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で中間案の説明
パブリックコメントの実施 |
| 令和8年 | 2月 | ギャンブル等依存症対策推進部会で最終案の協議
精神保健福祉審議会で最終案の協議 |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会で最終案の説明
計画策定 |

7 次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」骨子案

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 ギャンブル等依存症の定義

第2章 本県の現状

- 1 ギャンブル等依存症患者の状況
- 2 ギャンブル等の状況
- 3 治療体制の状況
- 4 相談支援体制の状況

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

2 基本方針

第4章 取組内容

1 予防教育・普及啓発

2 早期発見・早期介入

3 相談体制の充実

4 治療体制の整備・充実

5 人材育成

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理と見直し

【所管事項説明】

5 みえ歯と口腔の健康づくり条例に基づく年次報告（令和6年度版）について

令和6年度における歯科保健施策の実施状況等について、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、別冊「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書（令和6年度版）」を取りまとめましたので、その概要を報告します。

1 歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔の健康づくりの推進にあたっては、ライフステージおよびライフコースアプローチや取り組むべき分野ごとに16の評価指標を定め、取組を進めています。

16の評価指標のうち、毎年評価できる指標は14あり、そのうち、3指標が目標を達成、8指標が改善、3指標が悪化となっています。

（1）ライフステージおよびライフコースアプローチに基づいた歯と口腔の健康づくりの推進

ア 乳幼児期

フッ化物洗口を実施している幼稚園、認定こども園、保育所は、22市町、153か所です。

令和6年度新たにフッ化物洗口を実施する幼稚園・保育所において、実地指導や歯科保健指導を実施し、子どもが自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組むための意識づけを行いました。

イ 学齢期

フッ化物洗口を実施している小学校、中学校は、7市町71か所です。

フッ化物洗口の取組が広がるよう、教育委員会と連携し、市町訪問や会議において説明や情報提供を行うなど、関係者の理解を求めました。

ウ 青・壮年期

市町の母子健康手帳交付時に、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットを配付し、妊娠中・出産後の歯科保健や妊娠中に歯科健康診査を受診することの重要性について啓発を行いました。

また、成人等を対象とした歯科相談や歯科保健指導を実施し、フッ化物の利用によるむし歯予防や口腔ケアによる歯周病予防、かかりつけ歯科医への定期受診の重要性について啓発を行いました。

エ 高齢期

高齢者施設の利用者を対象に口腔ケアや義歯清掃を実施しました。併せて、施設の利用者や職員に歯科保健指導を行い、口腔ケア等の習慣づけを図りました。

歯科医師、歯科衛生士等を対象に、摂食嚥下に関する研修を実施し、口腔機能低下症や摂食嚥下障害の特性、摂食嚥下リハビリテーションを効果的に展開する多職種連携に必要な知識の普及を図りました。

(2) 障がい児・者の歯と口腔の健康づくりの推進

「みえ歯ートネット」に協力する歯科医療機関の確保や地域口腔ケアステーションの窓口対応等の検討を行うなど、障がい児・者や医療的ケア児の歯科受診の受入体制の充実を図りました。

(3) 医科歯科連携による疾病対策の推進

医師、歯科医師等を対象に、歯科材料に含まれる金属の関与が疑われる金属アレルギーに関する研修を実施し、医科歯科連携によるアレルギー疾患の医療提供体制に関する知識の普及を図りました。

糖尿病に係る医科歯科連携の啓発ポスター・リーフレット「糖尿病治療を受けている患者さんへ」が、より分かりやすい内容となるよう見直しを行いました。

(4) 在宅歯科保健医療の推進

地域口腔ケアステーション運営連絡協議会において、各地域口腔ケアステーションの事例紹介や情報交換、意見交換を行い、地域ごとの活動の活性化を図りました。また、地域口腔ケアステーションの窓口対応やサポートマネージャーの育成について検討を進めました。

小児在宅歯科医療体制整備協議会において、地域口腔ケアステーションの相談窓口や役割についての周知を図るとともに、医療的ケア児の歯科受診の受入体制の充実を図りました。

(5) 災害時歯科保健医療の推進

令和6年能登半島地震におけるJDAT三重の活動内容から、課題を抽出し、改善の方向性等について検証を行いました。

(6) 中山間地域等における歯と口腔の健康づくりの推進

無歯科医地区である離島在住の高齢者を対象に、歯科疾患の予防、口腔機能の維持向上に関する講話や歯科保健指導を行い、歯と口腔の自己管理に関する知識の普及を図りました。

(7) 歯科医療機関における感染症対策の推進

歯科医師を対象に院内感染症対策に係る研修を実施し、安全で質の高い歯科医療提供体制の充実を図りました。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理

「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、三重県口腔保健支援センターが実施している歯科口腔保健推進事業の現状等について、三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会で協議し、今後の事業の方向性について検討を行いました。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

歯科口腔保健に関する知識と技術を習得し、広く社会に貢献する人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

令和6年度においても、三重県立公衆衛生学院の卒業生全員が国家試験に合格し、県内外の歯科医療機関や病院へ歯科衛生士として就職しました。

(3) 関係機関・団体等との連携

歯と口腔の健康づくりに対する県民の関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健の重要性について広く啓発を行いました。

【所管事項説明】

6 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年6月3日～令和7年9月24日)

(医療保健部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和7年6月3日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 正木 治恵 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について 2 公立大学法人三重県立看護大学の令和6年度の業務実績について 3 第2回評価委員会の審議（令和6年度業務実績分）について
5 調査審議結果	公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程の改定について審議を行い、評価委員会として意見なしと決定した。 また、令和6年度業務実績報告書について質疑応答を行い、各委員が小項目評価およびコメントを作成し、第2回評価委員会において審議を行うこととした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	令和7年6月27日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委 員 伊藤 正明 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立等認可申請事案について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立等について、全て承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和7年7月1日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 正木 治恵 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について 2 第3回評価委員会の審議（第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績分）について 3 公立大学法人三重県立看護大学の令和6年度業務実績に係る小項目評価等について
5 調査審議結果	第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績報告書について質疑応答を行い、各委員が大項目ごとの評価およびコメントを作成し、第3回評価委員会において審議を行うこととした。 また、令和6年度業務実績に係る小項目評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに、評価委員会としての評価を審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護現場革新会議
2 開催年月日	令和7年7月8日
3 委員	会 長 青木 孝太 副会長 服部 昭博 委 員 小野 昌宏 他7名
4 諮問事項	1 令和7年度三重県介護現場革新会議取組方針について 2 令和7年度みえ介護生産性向上支援センター運営事業事業計画について 3 各種事業のKPIの策定について 4 令和7年度伴走支援モデル事業の実施について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和7年7月15日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委 員 谷ノ上 千賀子 他3名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センター役員報酬規程の改正について 2 三重県立総合医療センター令和6年度の業務実績について 3 第2回評価委員会の審議について
5 調査審議結果	法人役員報酬規程の改正について審議を行い、評価委員会として、意見なしと決定した。 また、令和6年度業務実績報告書について質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和7年7月28日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 正木 治恵 他2名
4 諮問事項	1 三重県立看護大学令和6年度業務実績に係る小項目評価について 2 三重県立看護大学令和6年度業務実績に係る全体評価について 3 第三期中期目標期間見込実績に係る項目別評価等について
5 調査審議結果	令和6年度業務実績に係る評価（案）について審議・決定を行った。 また、第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る項目別評価について、あらかじめ事務局および各委員が作成した評価結果をもとに、評価委員会としての評価を審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地域医療対策協議会
2 開催年月日	令和7年8月15日
3 委員	会 長 伊藤 正明 委 員 佐久間 肇 他26名
4 諮問事項	三重県地域医療対策協議会医師専門研修部会の結果及び国への意見について
5 調査審議結果	医師専門研修プログラムの審議結果及び国への意見提出について、協議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	令和7年8月19日
3 委員	委員長 駒田 美弘 委 員 谷 眞澄 他2名
4 諮問事項	1 三重県立総合医療センター令和6年度業務実績に係る小項目評価について 2 三重県立総合医療センター令和6年度業務実績に係る全体評価について
5 調査審議結果	令和6年度業務実績に係る評価について、あらかじめ各委員が作成した評価結果をもとに審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	令和7年8月20日
3 委員	委員長 丸山 真司 委 員 正木 治恵 他3名
4 諮問事項	第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果について
5 調査審議結果	第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る評価（案）について審議・決定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	令和7年8月20日
3 委員	部会長 伊東 学 委 員 新 達也 他10名
4 諮問事項	1 三重県の歯科保健の現状「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書(案)」について 2 令和7年度歯科保健推進事業について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県介護保険審査会
2 開催年月日	令和7年8月25日
3 委員	会 長 志田 幸雄 会長代行 池田 仁美 委 員 大峪 やす子 他5名
4 諮問事項	1 行政不服審査法に規定する執行停止申立てについて 2 介護保険法に規定する審査請求について
5 調査審議結果	介護保険料に係る処分について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	令和7年8月28日
3 委員	会 長 石田 亘宏 副会長 福森 哲也 委 員 伊藤 卓也 他10名
4 諮問事項	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画及び第10次三重県高齢者福祉計画）に係る三重県の取組（令和6年度実績）について 2 三重県認知症施策推進計画（骨子案）について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	第2回 高齢者福祉専門分科会 令和7年11月13日

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会
2 開催年月日	令和7年9月1日
3 委員	会 長 鬼塚 俊明 委 員 森川 将之 他12名
4 諮問事項	次期三重県ギャンブル等依存症対策推進課計画の策定について
5 調査審議結果	上記事項について報告・説明し、協議を行った。
6 備考	第2回 ギャンブル等依存症対策推進部会 令和7年10月28日

1 審議会等の名称	三重県認知症施策推進会議
2 開催年月日	令和7年9月10日
3 委員	委員 石田 亘宏 委員 新堂 晃大 委員 原口 悦子 他9名
4 諮問事項	1 みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画及び第10次三重県高齢者福祉計画）における認知症施策の取組状況について 2 三重県認知症施策推進計画の策定について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、協議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	令和7年9月22日
3 委員	会長 堀 浩樹 副会長 片田 範子 委員 今野 信太郎 他11名
4 諮問事項	令和7年度看護職員確保対策の取組と今後の方向性について
5 調査審議結果	県内の看護職員及び看護学生の現状と取組について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会三重県がん登録事業運営部会
2 開催年月日	令和7年9月24日
3 委員	部会長 渡邊 昌俊 委員 尾高 健太郎 他4名
4 諮問事項	1 三重県地域がん登録事業における情報の利用に係る審査について 2 全国がん登録都道府県がん情報の提供の申出に係る審査について
5 調査審議結果	上記事項について協議を行い、承認された。
6 備考	